

鳥取縣公報

第千七百七十七號

昭和十四年十月三十一日

火曜日

本書ノ大キサ國定規格A5判

告示

鳥取縣令第三十五號

鳥取縣用材検査規則左ノ通定ム

昭和十四年十月三十一日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

用材検査規則

第一章 検査

第一條 用材生産統制規則第二條及第三條ノ検査ハ本則ノ定ムル所ニ依リ之ヲ行フ

第二條 用材ノ検査ヲ受クル者ハ別ニ定ムル規程ニ依リ手數料ヲ納付スヘシ

但シ第十一條ノ再検査ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

第三條 検査ハ用材生産統制規則第四條ノ規定ニ依リ農林大臣ノ定メタル用材規格規程ノ規格ニ依リ林産物検査所検査員(以下検査吏員ト稱ス)之ヲ執行ス

但シ同規則第三條第一項但書ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタルモノニ在リテハ其ノ規格、同規則

第三條 第一項本文ノ規定ニ依リ農林大臣ノ指定シタルモノ以外ノ瀾葉樹及長六尺未滿ノ針葉樹ノ製材ニシテ別ニ定メ告示シタルトキハ其ノ規格ニ依ル
前項ノ用材規格規程第九條乃至第十六條ノ規定ハ當分ノ内小及中ノ素材ノ検査ニ之ヲ適用セス

他道府縣ノ検査ヲ經タル用材ハ本則ニ依ル検査ヲ受クルコトヲ要セス

第四條 検査ハ日出ヨリ日没迄ノ間ニ於テ之ヲ行フ

但シ検査吏員ニ於テ特別ノ事由アリト認ムル場合ハ此ノ限ニ在ラヌ

第五條 検査ヲ受クル者ハ様式第一號ニ依ル申告書ヲ用材生産地ノ擔當検査員駐在所ニ提出スヘシ

第六條 検査ハ用材生産地(移入スル用材ニ付テハ移入地ヲ以テ其ノ生産地ト看做ス以下之ニ同シ)擔當検査員駐在所ノ擔當區域内ニ於ケル土場、貯木場、製材所、其ノ他之ニ準スヘキ場所ニ於テ申告ノ順序ニ依リ之ヲ執行ス
但シ検査吏員ニ於テ必要ト認ムルトキハ其ノ順序ヲ變更シ又ハ検査ノ期日、場所ヲ指定スルコトアルヘシ

第七條 特殊ノ事由ニ依リ生産地擔當検査員駐在所ノ擔當區域外ニ於テ検査ヲ受ケントスルトキハ様式第二號ニ依ル受檢地變更願書ヲ生産地擔當検査員駐在所ニ提出シ承認證印ノ押捺ヲ受クヘシ
前項ノ書類ハ受檢地擔當検査員駐在所ニ提出スル申告書ニ之ヲ添付スヘシ

第八條 検査ヲ受クル者又ハ其ノ代理人ハ検査ニ立會シ検査吏員ノ指揮ニ從フヘシ

第九條 検査ヲ受クル者ハ受檢前豫メ現品ヲ類別毎ニ配列シ別ニ定ムル様式ニ依リ用材ノ規格規

程第二十八條ノ標示ヲ爲スヘシ

第十條 検査終了シタルトキハ検査吏員ハ別ニ定ムル證印ヲ形量標示ノ上部ニ押捺スヘシ
板類、挽割類ニアリテハ前項ニ定ムルノ外兩側面ニ別ニ定ムル證印ヲ押捺スヘシ

第十一條 検査吏員必要ト認ムルトキハ検査済ノ用材ニ付再検査ヲ行フコトアルヘシ

第十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ検査ヲ執行セサルコトアルヘシ

一 第八條ノ規定ニ依ル立會ヲ爲サヌ又ハ指揮ニ從ハサルトキ

二 第九條ノ標示ヲ爲サヌ又ハ標示不當ナルトキ

三 製材ノ乾燥充分ナラサルトキ又ハ調製著シク不良ナルトキ

第十三條 検査済ノ用材ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ更ニ検査ヲ受クヘシ

一 一束ニ入レタルモノノ一部ヲ變更シタルトキ

二 第十條ノ證印明カナラサルトキ

三 形質ヲ著シク損傷シタルトキ

第十四條 積替、運搬、解束、其ノ他検査執行ノ爲要スル費用ハ検査ヲ受クル者ノ負擔トシ検査ノ爲生シタル損害ニ對シテハ縣ハ賠償ノ責ニ任セス

第十五條 検査吏員其ノ職務ヲ執行スル場合ハ別ニ定ムル検査吏員章ヲ携帯スヘシ

第二章 取 締

第十六條 本則又ハ本則ニ基キ制定セラレタル規定ニ定ムル證箋及證印ヲ偽造シ又ハ偽造シタルモノ若ハ類似ノモノヲ使用スルコトヲ得ス

第十七條 検査吏員取締上必要アリト認ムルトキハ製材所、居宅、倉庫、其ノ他用材ノ所在スル場所ニ臨檢シ積替、改束、保管、若ハ運搬停止ヲ命シ又ハ必要ナル書類其ノ他ノ物件ノ提示

ヲ命スルコトアルヘシ

第十八條 運送業者又ハ運送取扱業者ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル用材ノ運送又ハ運送ノ取扱ヲ爲スコトヲ得ス
但シ第七條ノ承認ヲ受ケタルモノハ此ノ限ニ在ラス

一 検査未済ノモノ

二 第十條ノ證明カナラサルモノ

三 前條ノ規定ニ依リ保管又ハ運搬停止ヲ命セラレタルモノ

第十九條 業務用ノ原料又ハ材料トシテ用材ヲ使用スル者カ一年間百石ヲ超エサル範圍ニ於テ自ラ生産シタル用材ヲ使用スル場合ニ於テハ様式第三號ニ依リ擔當検査員駐在所ニ届出ツヘシ前項ノ用材ニ關シ検査吏員取縮上必要アリト認ムルトキハ別ニ定ムル自家用證明ヲ押捺スルモノトス但シ此ノ場合ニ於テハ手數料ヲ徴收セス

第二十條 検査吏員必要ト認ムルトキハ検査ヲ受クヘキ用材又ハ検査済ノ用材ノ運搬若ハ貯藏スル者ニ對シ雨雪ヲ防除スヘキ設備ヲ命スルコトアルヘシ

第三章 罰 則

第二十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ五拾圓以下ノ罰金、拘留又ハ科料ニ處ス

一 第七條ノ規定ニ依ル承認證明ノ押捺ヲ受ケスシテ生産地擔當検査員駐在所ノ擔當區域外ニ搬出シタル者

二 第十一條ノ再検査又ハ第十七條及第二十條ノ命令ニ従ハサル者

三 第十三條、第十六條、第十八條、第十九條第一項ノ規定ニ違反シタル者

四 第十九條第二項ノ證明ノ押捺ヲ拒ミ又ハ妨ケタル者

五 検査ヲ受クルニ當リ虚偽ノ陳述ヲナシ其ノ他不正ノ行爲ヲナシタル者

六 検査ヲ受ケタル用材及證明ニ不正ノ手段ヲ施シ又ハ故意ニ證明ヲ汚損シタル者

第二十二條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業者カ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シ前條各號ニ掲クル違反行爲ヲ爲シタルトキハ其ノ罰則ハ其ノ法人又ハ人ニモ之ヲ適用ス

第二十三條 未成年者又ハ禁治産者第二十一條各號ニ掲クル違反行爲ヲ爲シタルトキハ其ノ罰則ハ其ノ法定代理人ニ適用ス

但シ業務ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

附 則

本令ハ昭和十四年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前ニ生産シタル用材ニシテ昭和八年七月鳥取縣令第二十號林産物検査規則ニ依ル検査ヲ受クルヲ要セザリシモノハ昭和十四年十一月十四日迄ニ様式第四號ニ依リ現品所在地ノ擔當検査員駐在所ニ届出テ別ニ定ムル記號印ノ押捺ヲ受クヘシ

但シ本令施行前生産シタル用材ノ所有者カ本令施行後三月以内ニ於テ自ラ其ノ用材ヲ原料又ハ材料トシテ使用スル場合ニ於テ本令施行後十四日以内ニ其ノ樹種、材種、形質又ハ數量ヲ様式第四號ニ依リ現品所在地ノ擔當検査員駐在所ニ届出テ特別ノ事由アリト認ムルトキハ前項記號印ノ押捺ヲ免除スルコトヲ得

昭和八年七月鳥取縣令第二十號林産物検査規則ニ依リ検査ヲ受ケタルモノハ本令ニ依リ検査ヲ受ケタルモノト看做ス

第一項ノ記號印ノ押捺ヲ受ケサル用材又ハ第一項ノ用材ニシテ三月以内ニ使用セサルモノハ本令施行後生産シタルモノト看做ス

機式第一號

用材検査申告書

樹種 材種	厚 (幅) 長	形 量	品等		用途	單價 金額	検査手 數料	受 場 所 檢	摘 要
			(束 本)石	數量					

右 月 日検査相受度及申告候也

昭和 年 月 日

住 氏 所

名 印

林産物検査所長宛

注意 特殊規格トシテ許可ヲ受ケタルモノニ付テハ摘要欄ニ其ノ旨記載スヘシ

様式第二號

受檢地變更願

樹種 材種	數量 (束 本)石	生 産 地	運 搬 先 (受 檢 地)	發 着	日 時	事 由	摘 要

右ニ依リ用材運搬ノ上受檢致度此段及御願候也

昭和 年 月 日

住 氏 所

名 印

林産物検査所長宛

様式第三號

用材自家使用届

樹種	材種	形		品等	數量		用途	事由
		厚 (幅)	長		束 (本)	石		

右ニ依リ自家使用致度此段及御届候也

昭和 年 月 日

住 氏 所

名 印

林産物検査所長宛

様式第四號

検査施行前生産用材届

樹種	材種	數量		現品所在箇所	摘要
		束 (本)	石		

右證明相成度及御届候也

昭和 年 月 日

住 氏 所

名 印

林産物検査所長宛

鳥取縣令第三十六號
鳥取縣木炭檢査規則左ノ通定ム
昭和十四年十月三十一日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

木炭檢査規則

第一章 總 則

第一條 本縣内ニ於テ生産セラレタル木炭ハ本則ニ依リ檢査ヲ受クルニ非サレハ授受シ又ハ縣外ニ移出スルコトヲ得ス

縣外ニ於テ生産セラレタル木炭ト雖其縣外産タルコトヲ確認シ得サル木炭ハ本縣ニ於テ生産セラレタルモノト看做ス

第二條 本則ニ於テ授受ト稱スルハ賣買、交換、貸借、贈與、辨濟、擔保、又ハ寄託ノ目的ヲ以テ受渡ヲ爲スヲ云フ

第三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル木炭ハ檢査ヲ受クルコトヲ要セス

一 博覽會、共進會、品評會、其ノ他之ニ類スルモノニ出品スル木炭

二 災害、救恤、學術研究、其ノ他之ニ類スル特殊ノ目的ヲ有スルモノニシテ知事ノ許可ヲ受ケタルモノ

三 國又ハ縣ニ於テ生産シタルコトヲ確認シ得ルモノ

四 徵發又ハ強制執行ニ依リ引渡スヘキモノ

第四條 木炭ノ檢査ヲ受クル者ハ別ニ定ムル規程ニ依ル手数料ヲ納付スヘシ

但シ第二十條ノ再檢査ノ場合ハ此ノ限ニ在ラズ
第五條 木炭ノ規格品等ニ關シ知事ニ於テ必要ト認ムル場合ハ別ニ定ムル標準木炭檢査定會ノ意見ヲ徵スルコトアルヘシ

第二章 木炭ノ規格

第六條 檢査ヲ受クヘキ木炭ハ左記各號ニ依リ調製スヘシ

第一種 木炭 (白炭)

稱呼	撰	量目		俵裝
		正	風	
楳小丸	直徑一、五糎以上四糎未滿 長サ九糎以上	七	三	一、俵ハ萱造リ四ヶ所編トシ全幅六〇糎編幅一米三十糎内外トス 二、形狀 丸形トシ俵ノ合セ目ハ三糎内外トス 三、繩掛 (イ) 横繩、二回廻三ヶ所 (ロ) 心繩、俵口繩ニ結ヒ付ケタル先端ハ六糎ノ結止トス (ハ) 口繩、二本ニテ六ヶ所掛トス
楳 込	カシ類 小丸、中炭、粉炭ヲ除キタルモノニシテ直徑長邊七、六糎未滿長サ一五糎未滿	二	三	
楳 荒	小丸、中炭、粉炭ヲ除キタルモノニシテ直徑長邊七、六糎以上	七	三	
楳小丸	楳小丸ニ同ジ	七	三	
楳込	楳込ニ同ジ	七	三	
楳荒	楳荒ニ同ジ	七	三	

粉炭	小荒	得冠種但中	雜炭	雜小丸
潤葉樹類	潤葉樹類	潤葉樹	タリ除キ	チヲ除キ
直徑一、五糎未滿 長サ三糎未滿並一、五糎 目ノ金篩ヨリ落チタルモノ	丸、直徑二糎以上四糎未滿 割、長邊二糎以上四糎未滿 厚サ、長邊ノ三分ノ二以上 長サ二糎以上四糎未滿丸、 割込トス	直徑一、五糎未滿 長サ三糎以上及三糎未滿ニ シテ一、五糎目金篩ニ止リ タルモノ	小丸、中炭、粉炭ヲ除キタル モノニシテ長三糎以上	樫小丸ニ同ジ
二	一	一	〇	〇
五 以 内				
七、粉炭ノ口當ハ葉付柴又ハ藁製 棧俵トス 六、小荒ノ俵ハ萱造リ四ケ所編ト シ全幅五〇糎編幅一米三六糎以 内トス 五、當木 長サ五糎幅四糎厚サ〇、六糎 以上一、二糎以下ノ木片三本ヲ 俵側三ケ所ニ當ツルコトヲ得 四、口當 口柴ハ潤葉樹ノ雜葉木柴ヲ渦卷 狀トシテ口當ヲナス針葉樹、竹 及其ノ他ヲ使用スルコトヲ得ス 但シ口柴ノ中央ハ折柴ヲ以テ代 用スルコトヲ得 (ニ) 縱繩一本ニテ十文字掛トス				

第二種 木炭 (黑炭)

稱呼	撰	別	量目	味風	俵	裝
----	---	---	----	----	---	---

樫小丸	樫丸	樫小丸	樫丸	樫小丸	樫丸	樫小丸	樫丸	樫小丸	樫丸	樫小丸	樫丸	樫小丸	樫丸	樫小丸	樫丸
ナラ類	ナラ類	ナラ類	ナラ類	ナラ類	ナラ類	ナラ類	ナラ類	ナラ類	ナラ類	ナラ類	ナラ類	ナラ類	ナラ類	ナラ類	ナラ類
直徑一、五糎以上	直徑一、五糎以上	直徑一、五糎以上	直徑一、五糎以上	直徑一、五糎以上	直徑一、五糎以上	直徑一、五糎以上	直徑一、五糎以上	直徑一、五糎以上	直徑一、五糎以上	直徑一、五糎以上	直徑一、五糎以上	直徑一、五糎以上	直徑一、五糎以上	直徑一、五糎以上	直徑一、五糎以上
五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五
五 以 内															
一、俵ハ萱造リ四ケ所編トシ全幅 五〇糎編幅一米三六糎以内トス 二、形上ハ角形トス但シ小丸、込 及中炭ハ丸形トナスコトヲ得 俵ノ合セ目ハ三糎内外トス 三、繩掛 (イ) 横繩白炭ニ同ジ (ロ) 縱繩 一本ニテ一方掛トシ兩 側トモ編繩ノ内側ヲ通シ俵口 ノ中央口繩ニ結ビ付ケ其ノ先 端ハ長サ六糎ノ結止メトス (ハ) 口繩 一本ニテ各邊三ケ所掛 トス (ニ) 丸形ノ繩掛、口當ハ白炭ニ同 ジ 四、口當 口柴ハ白炭ト同様ノ木柴ヲ用ヒ 木炭ト十文字形トナル様口當ヲ ナスヘシ 五、黒炭ノ詰込ハ木炭ヲ俵ノ一長 邊ニ直角ナラシムヘシ															

炭	切丸	小荒	得冠種但中	雜	雜	雜	雜
小割	丸	丸	但炭樹	達	小割	九	小丸
ザナクカ ツラギシ	直徑三糧以上七糧未滿	澗葉樹類	澗葉樹	雜ニ同ジ	白炭	直徑四糧以上六糧未滿長サ九糧以上	樗小丸ニ同ジ
長サ六糧以上七糧未滿	長邊三糧以上七糧未滿	白炭小荒ニ同ジ	以上及長サ三糧未滿ニシテ一五糧目金篩ニ止リタルモノ	樗ニ同ジ	直徑一、五糧未滿長サ三糧	樗小丸ニ同ジ	
五	一						
箱内	箱内						
六、切炭ハ箱詰又ハ萱造リ丸形トス箱ノ長サ五二糧幅二七糧高サ三〇糧トシ繩掛ハ繩二重廻シニケ所縱繩一本トス	七、切炭ニハ別ニ定ムル様式ノ荷票ヲ緊結スルコト	八、小荒ノ形狀ハ丸形トス					

第三種木炭 (特種炭)

稱呼	撰	別	量目	味	俵	裝
鍛冶炭	各種樹	一、五糧目金篩ニ止リタルモノ	一	正	俵	一、俵ハ白、黒炭ニ同ジ
栗炭	ク其ノ他	同ジ	二			二、形狀右ニ同ジ
松炭	松ノ針葉樹	同ジ	三			三、繩掛右ニ同ジ
枌炭	トチ	同ジ	五			四、口當、口柴ハ木柴、竹ヲ用ヒ藁俵ハ共口トス

第四種木炭 (蒸化法ニ依ル木炭)

稱呼	撰	別	量目	味	俵	裝
ガ木	澗葉樹類	丸直徑二糧以上四糧未滿	一	正	俵	一、クラフトペーパー又ハ之ニ類スルモノニテ防濕強靱性ニ富ムモノ
ン		割長邊二糧以上四糧未滿	二			二、形狀ハ二重袋トス以上ノ折込又ハ二番子ノ麻糸ヲ以テ縫合ス
ン		厚サ長邊ノ三分ノ二以上	四			四、包裝ハ縱繩ニ重廻シ一ケ所横繩一本掛戻シトス
代		長サ二糧以上四糧未滿	五			五、包裝袋ノ表面ニハ左ノ文字ヲ墨又ハニカラテ刷込ムモノトス特製ガソリン代用木炭正味十斤生産者
炭		丸割止トス	一			

縣内消費木炭ニ限り縦繩ハ之ヲ廢スルコトヲ得
 第一種木炭ノ内特ニ「クヌギ」「アベマキ」ヲ撰別調製シタルモノハ「櫟」ト稱スルコトヲ得
 第一種木炭稱呼「櫟」及「檜」ノ内長邊三糎以上六糎未滿長サ九糎以上ノ割ヲ撰別調製シタルモノハ「割」ト稱スルコトヲ得
 第一種木炭、第二種木炭ノ小荒ハ應急用ガソリン代用木炭トシテ調製シタルモノニ限ル
 第七條 木炭ノ品等ハ撰別、品質、俵裝ニ依リ左ノ通之ヲ區分ス

一、第一種 木炭(白炭)

品等稱呼		撰別		品質		俵裝	
樹種	横断面	長	品	質	裝	俵	
極 小丸	ぬるで、ねむノ木、椎等ノ 不良木並ニ老木(約三十 年生以上)ヲ除ク	直徑二、一糎以上 三、六糎未滿	以 一五 上	外 面 灰 白 色 折 斷 面 光 澤 アル 灰 黒 色 ニ シ テ 折 斷 面 ノ 割 目 及 縦 割 少 ク 樹 皮 完 全 ニ 脱 落 シ 爆 跳 立 消 ノ 虞 ナ キ 品 質 優 良 ナル モノ	良		
上 中炭	櫟、櫟、檜等堅木ニ限ル 但シ老木ヲ除ク	長邊三糎以上 六糎未滿 小丸、割、ニ該當ス ルモノ及直徑七、 六糎未滿ノ丸、割	以 三 上	以 三 上	以 九 上		
上 中炭	ぬるで、ねむノ木、椎等 ノ不良木ヲ除ク	直徑一、五糎以上 四糎未滿	以 九 上	樹 皮 脱 落 完 全 ナ ラ サ ル モノ ヲ 混 入 シ 其 ノ 他 極 上 ニ 亞 ク モノ	良		
並 込	櫟、櫟、あべまき、檜等 ノ堅木五割以上不良木ヲ 除ク	直徑長邊七、六糎 以上一三糎未滿	以 一五 上	他 極 上 ニ 亞 ク モノ			
上 荒	ぬるで、ねむノ木等不良 木ヲ除ク	小丸、粉炭、中炭 ヲ除キタルモノ	同 上 ジ ニ	上 ニ 亞 ク モノ (主 ト シ テ 老 木 製 品)	並		

品等稱呼		撰別		品質		俵裝	
樹種	横断面	長	品	質	裝	俵	
極 小丸	ぬるで、ねむノ木、椎等 ノ不良木ヲ除ク	直徑一、五糎以上 四糎未滿	以 九 上	樹 皮 脱 落 完 全 ナ ラ サ ル モノ ヲ 混 入 シ 其 ノ 他 極 上 ニ 亞 ク モノ	良		
上 中炭	櫟、櫟、あべまき、檜等 ノ堅木五割以上不良木ヲ 除ク	直徑長邊七、六糎 以上一三糎未滿	以 一五 上	他 極 上 ニ 亞 ク モノ			
並 込	ぬるで、ねむノ木等不良 木ヲ除ク	小丸、粉炭、中炭 ヲ除キタルモノ	同 上 ジ ニ	上 ニ 亞 ク モノ (主 ト シ テ 老 木 製 品)	並		

並				
中炭	荒	込	割	小丸
各樹種				
上ニ同ジ	並上ニ同ジ	上ニ同ジ	上ニ同ジ	上ニ同ジ
上ニ同ジ	並上ニ同ジ	上ニ同ジ	上ニ同ジ	上ニ同ジ
上ニ亞クモノ (老木製品ニシテ品質不良ノモノ)				
並				

粉炭ニハ等級ヲ附セス

二、第二種木炭(黒炭)

極				上		品等 稱呼	樹種	横断面	長	品質	装俵
小丸	丸	小割	込	中炭							
ぬるで、ねむノ木、椎等 ノ不良木並ニ老木 (約三十年生以上)ヲ除ク 小割ハ四ツ割以内	直徑一、八糎以上 四糎未滿	直徑三糎以上 七糎未滿	長邊三糎以上 六糎未滿	小丸、丸、小割ニ該當スルモノ	直徑一、五糎未滿 ノ丸	樹撰	角俵ハ通造ハ丸俵ハ一五糎以上	九糎以上	色澤鉛色又ハ黒色ニシテ光澤ヲ有シ樹皮ニテ折斷スルトキ密着シテ脱落ノ虞ナク之ヲ折斷スルトキ縦割ノ虞少キ品質優良ナルモノ 但シあべまきハ樹皮附着セサルモノ	良	良

上					並				
中炭	込	小割	丸	小丸	中炭	込	小割	丸	小丸
ぬるで、ねむノ木、椎等 ノ不良木ヲ除ク 小割ハ六ツ割以内トス					各樹種				
直徑一、五糎以上 四糎未滿	直徑三糎以上 七糎未滿	長邊三糎以上 七糎未滿	小丸、丸、小割以上 上ノモノ	直徑一、五糎未滿 ノ丸	上ニ同ジ	上ニ同ジ	上ニ同ジ	上ニ同ジ	上ニ同ジ
九糎以上	九糎以上	九糎以上	三糎以上	直徑一、五糎未滿長サ三糎以上及長サ三糎未滿ニシテ一、五糎目金篩ニ止リタルモノ	上ニ同ジ	上ニ同ジ	上ニ同ジ	上ニ同ジ	上ニ同ジ
極上ニ亞クモノニシテ品質不良ナラサルモノ					上ニ亞クモノ				
良					並				

切炭ニハ等級ヲ附セス

- 三 第三種木炭ニハ等級ヲ附セス
- 四 第一種木炭第二種木炭ノ小炭及第四種木炭ニハ當分ノ間等級ヲ附セス

第八條 検査ヲ受クヘキ木炭ニシテ特殊ノ事由ニ依リ第六條ノ規格ニ依リ難キモノハ其ノ事由ヲ具シ知事ノ許可ヲ受クヘシ前項ノ許可ヲ受ケタルモノハ検査申告ノ場合ニ許可書ノ寫ヲ添付スヘシ

第三章 木炭ノ検査

第九條 木炭ノ検査ハ林産物検査所吏員(以下検査吏員ト稱ス)之ヲ行フ
第十條 検査ハ日出ヨリ日没迄ノ間ニ於テ之ヲ行フ

但シ検査吏員ニ於テ特別ノ事由アリト認ムル場合ハ此ノ限ニ在ラス
第十一條 検査ヲ受クル者ハ現品ノ所在地及數量ヲ具シ書面又ハ口頭ヲ以テ木炭生産地ノ擔當検査員駐在所ニ申告スヘシ

第十二條 検査ハ木炭生産地擔當検査員駐在所ノ擔當區域内ニ於ケル検査申告者ノ居宅、工場、倉庫其ノ他之ニ準スヘキ場所ニ於テ申告ノ順序ニ依リ之ヲ行フ
但シ検査吏員ニ於テ必要ト認ムルトキハ其ノ順序ヲ變更シ又ハ検査ノ期日、場所ヲ指定スルコトアルヘシ

第十三條 特殊ノ事由ニ依リ生産地擔當検査員駐在所擔當區域外ニ於テ検査ヲ受ケントスルトキハ其ノ數量、發着ノ場所及發送ノ日時ヲ具シ生産地擔當検査員駐在所ニ願出テ承認ヲ受クヘシ

第十四條 検査ヲ受クル者又ハ其ノ代理人ハ検査ニ立會シ検査吏員ノ指揮ニ從フヘシ
第十五條 検査ヲ受クル者ハ受檢前豫メ現品ヲ類別毎ニ配列シ別ニ定ムル荷票ニ住所氏名ヲ記入シ之ヲ俵口繩ニ繫結シ置クヘシ

第十六條 検査ハ俵裝、量目ノ撰別及品質ニ付之ヲ行ヒ第七條ニ定ムル品等ヲ附ス所定ノ品等ニ該當セサル木炭ハ格外品トス前項ノ格外品ハ之ヲ縣外ニ移出スルコトヲ得ス

第十七條 検査終了シタルトキハ検査吏員ハ荷票ヲ附シタル針金ヲ折返シ證箋ヲ添附セシメ之ニ認印ヲ押捺シ荷票ニハ稱呼、品等及年月日ヲ表示シタル檢印ヲ押捺スルモノトス

第十八條 検査ヲ行フニ當リ第六條ニ定ムル規格ニ依ラサルモノ又ハ燻炭其ノ他ノ爽雜物ヲ混入シタルモノ若ハ濕氣ヲ帶ヒタルモノハ検査ヲ中止スルコトアルヘシ

第十九條 検査済ノ木炭ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ更ニ検査ヲ受クルニ非サレハ授受シ又ハ縣外ニ移出スルコトヲ得ス

一 檢印ノ明瞭ナラサルモノ

二 俵裝ヲ破損若ハ改裝シタルモノ

三 検査證箋ヲ毀損若ハ亡失シタルモノ

四 形狀並品質ヲ著シク損シタルモノ

第二十條 検査吏員必要ト認ムルトキハ濟検査ノ木炭ニ付再検査ヲ行フコトアルヘシ

第二十一條 検査ノ爲必要ナル積替、運搬、秤量、解俵ニ要スル費用ハ受檢者ノ負擔トシ検査ノ爲生シタル損害ニ對シテハ縣ハ賠償ノ責ニ任セス

第二十二條 検査吏員其ノ職務ヲ執行スル場合ハ別ニ定ムル検査吏員章ヲ携帯スヘシ

第四章 取締

第二十三條 第三條第一號及第二號ニ該當スル木炭ヲ生産シ又ハ取扱フモノハ其ノ類別、數量、仕向地及現品所在地ヲ生産地擔當検査員駐在所ニ届出ツヘシ

第二十四條 本則又ハ本則ニ基キ制定セラレタル規定ニ定ムル證箋、荷票及檢印ニ類似ノモノヲ使用シ又ハ木炭ノ品等ヲ表示スヘキ物件ヲ添附スルコトヲ得ス

第二十五條 検査吏員取締上必要アリト認ムルトキハ居宅、倉庫其ノ他木炭ノ所在スル場所ニ臨檢

00200

シ積替、解儀、保管、運搬停止又ハ關係資料ノ提出ヲ命スルコトアルヘシ

第二十六條 運送業者又ハ運送取扱業者ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル木炭ノ運送又ハ運送ノ取扱ヲ爲スコトヲ得ス、但シ第十三條ノ承認ヲ受ケタルモノハ此ノ限りニ在ス

一 検査未済ノモノ

二 前條ノ規定ニ依リ保管又ハ運搬停止ヲ命セラレタルモノ

第二十七條 検査吏員ハ検査ヲ受クヘキ木炭又ハ検査済ノ木炭ヲ運搬若ハ貯藏スルモノニ對シ雨雪ヲ防除スヘキ設備ヲ命スルコトアルヘシ

第五章 罰則

第二十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ五十圓以下ノ罰金、拘留又ハ科料ニ處ス

一 第一條、第十三條、第十六條第三項、第十九條、第二十三條、第二十四條及第二十六條ノ規定ニ違反シタルモノ

二 第二十条ノ再検査又ハ第二十五條ノ命令ヲ拒ミタルモノ

三 検査ヲ受クルニ當リ虚偽ノ陳述ヲナシ其ノ他不正ノ行爲ヲ爲シタルモノ

四 検査済ノ木炭、證箋、荷票及檢印ニ不正ノ手段ヲ施シタルモノ

五 正當ノ理由ナクシテ検査ヲ受ケタル木炭ノ證箋若ハ荷票ヲ破毀シ又ハ故意ニ檢印ヲ汚損シタルモノ

第二十九條 代理人雇人其ノ他ノ從業者カ本則ノ規定ニ違反シタルトキハ本人又ハ雇主ハ自己ノ指揮ニ出ラサルノ故ヲ以テ其ノ責ヲ免ルルコトヲ得ス

第三十條 未成年者又ハ禁治産者ニシテ本則ニ違反シタルトキハ本則ニ規定シタル罰則ハ之ヲ其ノ法定代理人ニ適用ス但シ其ノ業務ニ關シ成年者ト同一ノ力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第三十一條 法人ニシテ本則ニ違反シタル場合ハ其ノ罰則ハ法人ノ代表者ニ之ヲ適用ス

附則

本令ハ昭和十四年十一月一日ヨリ施行ス

昭和八年七月鳥取縣令第二十號 林産物検査規則ハ昭和十四年十月三十一日限之ヲ廢止ス

00201

鳥取縣令第三十七號

鳥取縣林産物検査所規則左ノ通定ム

昭和十四年十月三十一日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

林産物検査所規則

第一條 林産物検査所ハ木炭及用材ノ検査並其ノ生産改良ニ關スル事務ヲ掌ル

第二條 林産物検査所ハ鳥取市ニ置キ樞要ノ地ニ林産物検査支所及其ノ所屬ノ林産物検査員駐在所ヲ置ク

林産物検査支所及林産物検査員駐在所ノ名稱、位置、所轄區域ハ別ニ之ヲ告示ス

第三條 林産物検査所ニ左ノ職員ヲ置ク

- 所 長
- 主 事
- 技 師
- 技 手
- 主 事 補
- 技 手 補
- 林産物検査員
- 指 導 員

第四條 林産物検査支所ニ支所長ヲ置キ技手ヲ以テ之ニ充ツ

第五條 所長ハ知事ノ命ヲ承ケ所務ヲ掌理シ所屬職員ヲ指揮監督ス

00202

第六條 技師、技手、技手補、林產物検査員、指導員ハ上司ノ指揮ヲ承ケ木炭及用材ノ検査並生産改良ニ關スル業務ニ従事ス

第七條 主事、主事補ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務及會計ニ關スル事務ニ従事ス

第八條 支所長ハ上司ノ指揮ヲ受ケ所務ヲ處理シ所屬職員ヲ指揮監督ス

附 則

本令ハ昭和十四年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和八年六月鳥取縣令第十六號林產物検査所規則ハ昭和十四年十月三十一日限之ヲ廢止ス

本令施行ノ際現ニ昭和八年六月鳥取縣令第十六號林產物検査所規則ニ依リ設置セル職員ハ従前ノ俸給ヲ以テ各々本令ニ依リ設置セル職員トシ本令ニ依ル林產物検査所ニ勤務ヲ命セラレタルモノトス

鳥取縣令第三十八號

昭和八年七月鳥取縣令第二十一號林產物検査手数料規則中左ノ通改正ス

昭和十四年十月三十一日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

第一條 木炭検査規則第四條及用材検査規則第二條ニ依ル検査手数料ハ左ノ通トシ林產物検査證箋

(以下單ニ證箋ト謂フ)ヲ以テ納付スヘシ但シ用材ノ検査手数料(一申告毎)ニ一錢未満ノ端數ヲ生シタルトキ又ハ木炭ノ検査手数料(一俵毎)ニ一厘未満ノ端數ヲ生シタルトキハ各之ヲ切捨ツルモノトス

一 素 材 一石ニ付 金二錢五厘

但シ梢端部ヲ附シタル丸太ニ在リテハ其ノ徑ノ自乘ノ十分ノ八ニ長ヲ乘シ其ノ十分ノ四ヲ以テ其ノ材積トス

00203

二 挽 角 一石ニ付 金四錢五厘

三 板、挽割類一石ニ付 金五錢

四 木 炭 三七、五疋ニ付 金四錢

但シ粉炭ニアリテハ二〇疋ニ付金一錢ガソリン代用

木炭ニアリテハ袋入ニ限リ一〇疋ニ付金一錢

第二條中「木材」ヲ「用材」ニ「規則第十一條」ヲ「用材検査規則第五條」ニ改ム

附 則

本令ハ昭和十四年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

訓 令

鳥取縣訓令第十五號

林 產 物 檢 查 所 長

木炭検査並用材検査施行手續左ノ通定ム

昭和十四年十月三十一日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

木炭検査並用材検査施行手續

第一條 木炭検査規則ニ定ムル木炭ノ検査並用材検査規則ニ定ムル用材ノ検査ハ本手續ニ依リ施行スヘシ

第二條 検査ハ休日ト雖施行スヘシ

00204

- 第二條 検査ハ申告者又ハ其ノ代理人立會スルニ非サレハ施行スルコトヲ得ス
- 第四條 林産物検査吏員(以下検査吏員ト稱ス)ハ自己ニ利害關係ヲ有スル木炭検査又ハ用材ノ検査ヲ施行スルコトヲ得ス
- 第五條 検査吏員疾病其ノ他止ムヲ得サル事故ノ爲検査ヲ行フコト能ハサルトキ又ハ前條該當ノ事故發生セル場合ハ直ニ支所長ニ届出テ補勤ノ方法ヲ協議スヘシ 但シ急ヲ要スル場合ハ最寄検査吏員ニ検査ヲ囑託シ其ノ旨直ニ届出ツヘシ
- 前項ノ囑託ヲ受ケタル検査吏員ハ検査ヲ行ヒ其ノ検査成績ヲ検査地所屬ノ検査簿ニ記載スヘシ
- 第六條 検査吏員木炭検査規則第三條第二號又ハ第八條、若ハ用材生産統制規則第三條第一項但書又ハ第五條但書ノ許可申請ヲ受理シタルトキハ事實ヲ調査シ意見ヲ具シ支所長ヲ經テ林産物検査所長(以下検査所長ト稱ス)ニ進達スヘシ
- 第七條 検査吏員木炭検査規則第十三條又ハ用材検査規則第七條ノ規定ニ依リ木炭又ハ用材ノ受檢地變更願書ヲ受理シタルトキハ其ノ事由ヲ調査ノ事情止ムヲ得スト認ムルモノニ限り承認シ願書ニ承認證印ヲ押捺スヘシ 但シ縣外ニ於テ検査ヲ受ケントスルモノアル場合ハ支所長ヲ經テ検査所長ノ指揮ヲ受クヘシ
- 検査吏員前項ノ承認ヲ爲シタルトキハ其ノ旨支所長ヲ經テ検査所長ニ報告スヘシ
- 第八條 検査吏員ハ受檢者ト協議ノ上適當ト認ムル區域ニ依リ場所、日割ヲ定メ検査ヲ行フコトヲ得
- 前項ノ場合ニ於テハ豫メ支所長ヲ經テ検査所長ノ承認ヲ受クヘシ
- 第九條 検査ハ用材ニ在リテハ申告書ト現品ヲ照査シ寸法、入數結束、節、丸身、木口割又ハ目廻其ノ他ノ缺點ノ順序ニ依リ之ヲ行ヒ木炭ニ在リテハ申告事項ト現品ヲ照査シ荷票ニ記載セバ事項

00205

- 及其ノ地域木炭同業組合ノ證印ノ有無ヲ調査シタル後俵裝、量目、撰別及品質ノ順序ニ依リ之ヲ行フヘシ 但シ板類、挽割類ハ解束シテ之ヲ行フモノトス
- 第十條 検査吏員検査ヲ修了シタルトキハ其ノ結果ヲ検査手簿ニ記載シ更ニ検査簿ニ登載スヘシ 前項ノ外用材ニ付テハ申告書検査年月日及別ニ定ムル認印ヲ證箋ニ押捺シ支所長ヲ經テ検査所長ニ提出シ申告者ニ對シ別ニ申告書ト契印シタル検査濟證ヲ交付スヘシ
- 木炭検査規則第十九條又ハ用材検査規則第十三條ニ依リ検査ヲ爲シタルトキハ此ノ旨検査手簿及検査簿ニ記載スヘシ
- 第十一條 検査吏員ハ木炭検査規則第十八條又ハ用材検査規則第十二條ニ依リ検査ヲ中止又ハ執行セサルトキハ申告者又ハ其ノ代理人ニ其ノ理由ヲ提示スヘシ
- 前項ノ木炭、用材ニ對シテハ更ニ期間ヲ指定シ再調製セシムルコトヲ得
- 第十二條 検査吏員ハ木炭検査規則第三十條又ハ用材検査規則第十一條ニ依リ再検査ヲ施行シ前検査カ不適當ト認メタル場合ハ稱呼品等其ノ他ヲ變更シ再ヒ檢印スヘシ
- 第十三條 検査吏員ハ隨時木炭、用材ノ運送業者 問屋業者及販賣業者ヲ臨檢スヘシ
- 第十四條 検査吏員ハ受檢者ヨリ検査吏員章ノ閱覽ヲ請求セラレタルトキハ之ヲ提示スヘシ
- 第十五條 検査吏員ハ木炭検査規則第二十三條又ハ用材検査規則第十九條ノ届出ヲ受ケタル場合ハ之ヲ臨檢シ用材ニ付テハ自家用證印ヲ押捺スヘシ
- 第十六條 検査吏員ハ木炭検査規則第二十五條又ハ用材検査規則第十七條ニ依リ木炭又ハ用材ノ保管運搬停止又ハ關係資料ノ提供ヲ命シタルトキハ直ニ支所長ヲ經テ検査所長ニ報告スヘシ
- 第十七條 検査吏員ハ木炭検査規則並用材検査規則ニ違反シタル者又ハ其ノ疑アルモノヲ發見シタルトキハ證憑ヲ蒐集シ事情ヲ具シ直ニ支所長ノ指揮ヲ受クヘシ 但シ特ニ急ヲ要スルト認ムル場

合ハ告發手續ヲ爲シ直ニ支所長ニ報告スヘシ
 支所長ハ違反事件ニシテ重要ナルモノニ付テハ検査所長ノ指揮ヲ受ケ處理スヘシ
 検査吏員ハ擔當區内ノ違反事件ニシテ處分決定シタルトキハ其ノ都度支所長ヲ經テ検査所長ニ報告スヘシ

附 則

本手續ハ昭和十四年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和八年七月訓令甲第十號林產物検査施行手續ハ昭和十四年十月三十一日限之ヲ廢止ス

鳥取縣訓令第十六號

市 町 村 長

商業調査規則施行細則左ノ通定ム

昭和十四年十月三十一日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

商業 調 查 規 則 施 行 細 則

- 第一條 本則ニ於テ規則ト稱スルハ昭和十四年九月商工省令第四十八號商業調査規則ヲ謂フ
- 第二條 市町村長ハ毎年十一月十日現在ニ依リ準備調査トシテ管内ニ於ケル規則該當營業所ニ就キ其ノ名稱所在地及業種ヲ調査スヘシ
- 前項調査ヲ終リタルトキハ様式第一號ニ依リ十一月末日迄ニ之ヲ知事ニ報告スヘシ
- 第三條 調査票用紙ハ毎年之ヲ知事ヨリ市町村長ニ交付ス
- 市町村長前項用紙ヲ受領シタルトキハ直ニ商業調査員ニ交付スヘシ
- 第四條 市町村長規則第一條ノ調査票ヲ受理シタルトキハ審査ノ上様式第二號ニ依ル送致目錄ヲ添

付シ三月末日迄ニ知事ニ提出スヘシ
 第五條 市町村長ハ商業調査員タルニ適當ト認ムル者ヲ選定シ様式第三號ニ依リ知事ニ内申スヘシ
 商業調査員ヲ任期中解任セントスルトキハ其ノ事由ヲ具シ様式第三號ニ準シ知事ニ内申スヘシ
 第六條 市町村長規則第六條第二項ノ規定ニ依リ商工大臣ノ認可ヲ受ケントスルトキハ知事ヲ經由スヘシ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

様式第一號

年 月 日

何 市 (何郡何町、村) 長 氏 名 印

知 事 宛

商業 調 查 規 則 該 當 數 報 告 ノ 件

標記ノ件商業調査規則施行細則第二條ニ依リ左ノ通及報告候也

該當營業所	十一月十日現在數	前年末現在數	增	減	備	考

様式第二號

年 月 日

00203

知事宛
商業調査票提出ノ件
何市(何郡何町、村)長氏 名印

標記ノ件商業調査規則施行細則第四條ニ依リ左記目錄ノ通及提出候也
調査票 何通

様式第三號

年 月 日
何市(何郡何町、村)長氏 名印

知事宛
商業調査員内申ノ件
左記ノ者本市(町、村)商業調査員トシテ最適當ナル者ト認メ候ニ付御推薦相成度此段内申候也

擔當調査 客體數	住 所	功 位	職 業	氏 名	生 年 月 日	履 歷 概 要	備 考

- 注意 一 擔當調査客體數ハ凡ソ二十ヲ標準トスヘシ
 二 履歷概要欄ニハ「何學校卒業」「何商業組合役員」「何町(村)書記」「元商工統計調査員」等ノ如ク記載スヘシ
 三 備考欄ニ擔當區域ヲ附記スヘシ

00209

◇鳥取縣訓令第十七號

工業調査規則施行細則左ノ通定ム
 市 町 村 長

昭和十四年十月三十一日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄
 工業調査規則施行細則

第一條 本則ニ於テ規則ト稱スルハ昭和十四年九月商工省令第四十九號工業調査規則ヲ謂フ
 第二條 市町村長ハ毎年十一月十日現在ニ依リ準備調査トシテ管内ニ於ケル規則該當工場ニ就キ其

ノ名稱、所在地、事業ノ種類及職工數ヲ調査スヘシ
 前項調査ヲ終リタルトキハ様式第一號ニ依リ十一月末日迄ニ之ヲ知事ニ報告スヘシ

第三條 調査票用紙ハ毎年之ヲ知事ヨリ市町村長ニ交付ス
 市町村長前項用紙ヲ受領シタルトキハ直ニ工業調査員ニ交付スヘシ

第四條 市町村長工業調査票ヲ受理シタルトキハ審査ノ上様式第二號ニ依ル送致目錄ヲ添付シ調査票甲二通ハ三月十五日迄ニ、調査票乙一通及調査票丙第一號乃至第三號各三通ハ二月末日迄ニ知事ニ提出スヘシ

第五條 市町村長ハ工業調査員タルニ適當ト認ムル者ヲ選定シ様式第三號ニ依リ知事ニ内申スヘシ
 工業調査員ヲ任期中解任セントスルトキハ其ノ事由ヲ具シ様式第三號ニ準シ知事ニ内申スヘシ

第六條 市町村長ハ毎年一月一日ヨリ六月末日迄ノ間ニ管内ニ生シタル規則第三條ニ掲クル工場ノ開業、休業及廢業ニ付調査ノ上様式第四號ニ依リ七月十五日迄ニ知事ニ報告スヘシ

第七條 市町村長規則第九條第二項ノ規定ニ依リ商工大臣ノ認可ヲ受ケントスルトキハ知事ヲ經由

00210

スヘシ 附 則
 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
 昭和四年十二月鳥取縣訓令甲第二十七號工場調査規則取扱手續及大正十五年三月鳥取縣訓令甲第四號農林省統計報告規則及商工省統計報告規則施行細則中商工省統計報告規則ニ關スル部分ハ昭和十四年十二月一日ヨリ之ヲ廢止ス
 様式第一號

年 月 日 何市 (何郡何町、村) 長 氏 名 印

知 事 宛 工業調査規則該當數報告ノ件
 標記ノ件工業調査規則施行細則第二條ニ依リ左ノ通及報告候也

種 別	十一月十日現在數	前年末現在數	增	減	備 考
第一條該當工場					
第二條該當工場					
第三條該當工場					
計					

00211

様式第二號

年 月 日

何市 (何郡何町、村) 長 氏 名 印

知 事 宛 工業調査票提出ノ件
 標記ノ件工業調査規則施行細則第四條ニ依リ左記目錄ノ通及提出候也

種 別	調査票通數	調査票枚數	備 考
第一條該當工場	通	枚	
第二條該當工場			
第三條該當工場			

様式第三號

年 月 日

何市 (何郡何町、村) 長 氏 名 印

知 事 宛 工業調査員内申ノ件
 左記ノ者本市(町、村)工業調査員トシテ最適當ナル者ト認メ候ニ付御推薦相成度此段内申候也

擔當調査客體數	住 所	功 位	勳 爵	職 業	氏 名	生 年 月 日	履 歷 概 要	備 考

00212

注意 一 擔當調査客體數ハ凡ソ二十ヲ標準トスヘシ
 二 履歴概要欄ニハ「何學校卒業」「何工業組合役員」「何町(村)書記」「元商工統計調査員」等ノ如ク記載スヘシ
 三 備考欄ニ擔當區域ヲ附記スヘシ

様式第四號

年 月 日

何市(何郡何町、村)長氏 名 印

知 事 宛

工業調査規則 第三條 該當工場異動調査ノ件
 標記ノ件工業調査規則施行細則第七條ニ依リ左ノ通及報告候也

異動ノ事實	主要事業	工場名	工場所在地	異動發生ノ時期	備考

告 示

◆鳥取縣告示第六百七十七號
 昭和十二年海軍省令第十號ニ依リ昭和十五年度前期豫科練習生ヲ左ノ要項ニ依リ豫定セラ

00213

昭和十四年十月三十一日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

第一志願者ノ資格 心 得

第一志願者ノ資格 一年 齡

計 算 期 日	年 齡	出 生 期 日
昭和十五年十二月一日現在	滿十六歲以上 滿二十歲未滿	自 大正九年十二月三日 至 大正十三年十二月二日

出生ノ者

二 學 歴
 制限ナシ
 三 學 力

中學校第三學年終了程度以上ノ學力ヲ有スル者
 第二 志願書提出期日

- (一) 志願者ハ左ノ書類ヲ昭和十四年十二月二十日迄ニ到達スル如ク市町村長ヲ經由知事ニ進達スヘシ
 昭和十五年度前期甲種飛行豫科練習生志願書 (様式第一)
- (二) 寫真一葉 (様式第二)

志願書提出前六ヶ月以内ニ撮影セル半身脱帽手札型寫真ノ厚台紙付(覆裝ナキモノ)表面餘白ニ本籍地氏名(氏名ニハ振假名ヲ附ス)ヲ自書シタルモノ

(三) 學業成績證明書

最終修學ノ學校長ヨリ全學年ヲ通スル學業成績證明書ニシテ成績順位ヲ記載シタルモノ

第三 徵募 検査

徵募検査ヲ分チテ身體検査、學力試験、口頭試問トシ學力及口頭試験ハ身體検査合格者ニ就キ之ヲ行フ

一 身體 検査

志願者検査場參集年月日及時刻	検査場所	検査區域
----------------	------	------

昭和十四年十二月二十五日 午前八時三十分	鳥取市寺町 鳥取青年學校	鳥取市、岩美郡、八頭郡、氣高郡、東伯郡
-------------------------	-----------------	---------------------

同 年十二月二十六日 午前八時三十分	米子市中町 米子青年學校	米子市、西伯郡、日野郡
-----------------------	-----------------	-------------

二 學力試験及口頭試問

試驗場所	志願者検査場參集年月日及時刻	試驗科目
------	----------------	------

鳥取市東町 縣立鳥取第一中學校	昭和十五年一月六日 午前八時三十分	代數、國語漢文、作文
--------------------	----------------------	------------

同 年一月七日 午前八時三十分	幾何、化學、日本歴史
--------------------	------------

第四 入隊時線上検査

昭和十二年海軍省令第十號第十九條ニ規程スル検査ハ昭和十五年三月下旬ニ線上ケ實施シ該検査ヲ受クル者ハ之ヲ入隊時線上検査受檢者トシテ霞ヶ浦海軍航空隊ニ出頭セシメ其ノ結果採用スヘキ者ハ引續キ入隊セシメラル

第五 入隊期日及場所

昭和十五年四月一日午前九時
霞ヶ浦海軍航空隊ニ入隊
受検査ノ注意

第六 受検査ノ注意

- (一) 志願者ハ検査場參集時刻十五分前検査場ニ到着シ検査官ノ指揮ニ從フコト
- (二) 検査前日ハ必ス入浴シ身體ヲ清潔ニ爲シ且ツ安眠スルコト
- (三) 自己ノ被服、所持品等整頓ノ爲風呂敷ヲ用意シ來ルコト
- (四) 晝食、鉛筆、ナイフ、消ゴムヲ携帯スルコト
- (五) 尋常小學校六年以上及中等學校ノ通信簿及青年學校手帳持參ノコト

同 年一月八日 午前八時三十分	物理、英語、地理
同 年一月九日 午前八時三十分	口頭試問

(様式第一)

昭和十五年度前期甲種飛行豫科練習生志願書

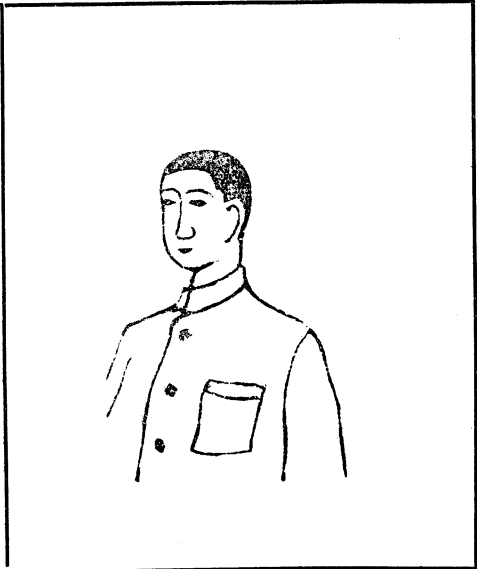
- 一本籍地 何 縣 何 市 何 町 何 町 (村) 大字何 何番地(屋敷)
 - 一 現住地 本籍地記載例ニ依リ記入スヘシ
本籍地ト同一ナルトキハ「本籍地ニ同ジ」トスヘシ
 - 一族稱並ニ職業 平民(士族) 何 業
 - 一 戸主トノ續柄 戸主何某何男(弟)
 - 一 志願者氏名 何 某 (右側ニ振假名ヲ附スヘシ)
 - 一 出生年月日 大正何年何月何日
 - 一 兵役關係 昭和何年適齡
 - 一 修學程度 何學校卒 (何學年修又ハ在)
 - 一 青年學校 何科卒 (何科在)
 - 一 身長、體重、胸圍 身長何糎、體重何斤、胸圍何糎
 - 一 海軍志願兵令第二十七條各項ニ該當セス
- 右甲種飛行豫科練習生タルヘキ航空兵志願ニ付寫真一葉相添ヘ此段相願候也
- 昭和十四年 月 日

志願者 何 某 某
親權者 何 某 某
⑩ ⑩

鳥取縣知事 副見喬雄殿

(様式第二)

厚台紙 (覆裝ナキモノ大サ指示ノ通)



本籍地 氏 名 (氏名ニハ振假名ヲ附スヘシ)

一五 糎

10 糎

鳥取縣告示第六百七十八號
昭和八年七月鳥取縣告示第二百八十六號林產物検査證簽元賣捌人及其ノ賣捌區域ヲ左ノ通改ム
昭和十四年十月三十一日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

材	木		炭		種別	元賣人	賣捌區域
	五	十	一	二			
五十錢	十錢	五錢	一錢	二錢一厘	一錢六厘	一錢	因幡木炭同業組合 東伯郡木炭同業組合
日野郡木材業組合	米子市、西伯郡木材業組合	東伯郡木材業組合	鳥取縣木材業組合聯合會	八頭郡木材同業組合	日野郡木炭同業組合	米子市、日野郡、西伯郡	東伯郡
							八頭郡、鳥取市
							岩美郡、氣高郡
							東伯郡
							米子市、西伯郡
							日野郡

鳥取縣告示第六百七十九號
木炭検査規則第十五條ニ依ル炭荷票、用材検査規則第九條ニ依ル用材標記様式、木炭検査規則第

十七條ニ依ル檢印、用材検査規則第十條ニ依ル證印、木炭検査規則第十七條、木炭検査並用材検査施行手續第十條ニ依ル認印、用材検査規則第十九條ニ依ル自家用證印、同則附則第二項ニ依ル記號印、木炭検査規則第二十一條、用材検査規則第十五條ニ依ル検査吏員證左ノ通改ム

昭和十四年十月三十一日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

木炭検査規則第十五條検査荷票様形

九糶 (三寸)

裏 表
六糶 (寸二)

正 味 取 鳥	縣 郡 村
取 縣	生産者 氏 名

文字ハ白抜
檜・櫨ハ赤色
ガンリン代用木炭綠色
雜青色

切炭ノ荷票

一二種 (四寸)

表 (寸二) 種 六

裏

○

縣 郡 村

生産者氏 名

○

樹種名 切炭

縣 取 鳥

文字ハ白抜
 櫟 紫色
 檜、櫻赤色
 雜 綠色

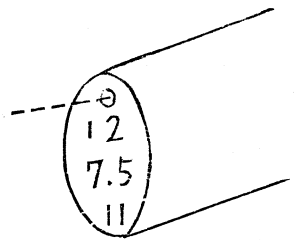
用材検査規則第九條

用材標記様式

(素材)

一、丸太

形量 長 十二尺
 徑 七寸五分
 品等 二等

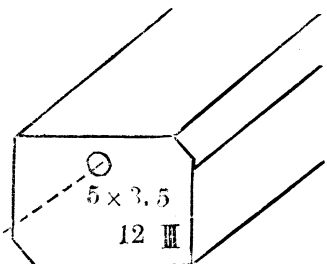


末木口

検査證印押捺箇所

二 梢端部ヲ附シタルモノニ在リテハ元木口ニ標記ス

形量 長 十二尺
 幅 五寸
 厚 三寸五分
 品等 三等



三 杣角

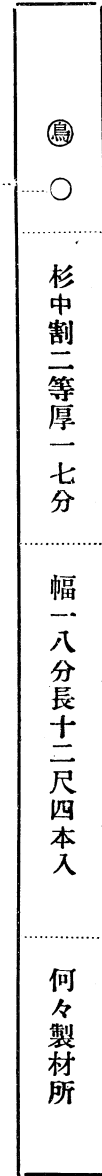
末木口

検査證印押捺箇所

(製材)
一、板類

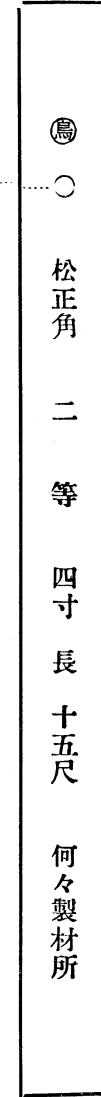


檢查證印押捺箇所



檢查證印押捺箇所

二、挽角



檢查證印押捺箇所

木炭檢查規則第十七條檢印雛形

用材檢查規則第十條 證印雛形



徑四・七 糰 (分五寸一)



徑二分五寸



徑一分五寸

木炭檢查規則第十七條
木炭檢查並用材檢查第十條施行手續認印雛形



徑五分

用材檢查規則第十九條

自家用證印雛形



徑一寸五分

用材檢查規則附則第二項

記號印雛形



徑一寸五分

木炭檢查規則第二十二條

檢查吏員證雛形

用材檢查規則第十五條

三寸

第 號

職 氏 名

表

二 寸

林產物檢查吏員之證 (木炭)

鳥 取

縣 印

裏

昭和 年 月 日交付

鳥取縣告示第六百八十號

鳥取縣林產物検査支所、同検査員駐在所ノ名稱、位置及所轄區域左ノ通定メ昭和十四年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和八年六月鳥取縣告示第二百七十七號ハ昭和十四年十月三十一日限之ヲ廢止ス

昭和十四年十月三十一日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

名稱	位置	所轄區域
鳥取縣林產物検査支所	鳥取市	鳥取市、岩美郡、氣高郡、八頭郡一圓
同浦富検査員駐在所	岩美郡浦富町	福部村、大岩村、岩井町、蒲生村、小田村、浦富町、東村、田後村、網代村、本庄村

同 成器検査員駐在所	同 成器村	大茅村、宇倍野村、成器村
同 鳥取検査員駐在所	同 鳥取市	鳥取市、大正村、面影村、津ノ井村、倉田村、米里村、吉岡村、大郷村、湖山村、松保村、(鳥取市)千代水村、明治村、東郷村、豊實村、神戸村、大和村、美穂村
同 郡家検査員駐在所	八頭郡賀茂村	賀茂村、安部村、大御門村、國中村、上私都村、中私都村、下私都村、船岡村、大伊村、隼村
同 若櫻検査員駐在所	同 若櫻町	若櫻町、池田村、丹比村、八東村
同 河原検査員駐在所	同 河原町	河原町、西郷村、八上村、散岐村、國英村
同 用ヶ瀬検査員駐在所	同 用ヶ瀬町	用ヶ瀬町、大村、佐治村、社村
同 智頭検査員駐在所	同 智頭町	智頭町、山郷村

同 寶木検査員駐在所	同 氣高郡寶木村	寶木村、瑞穂村、鹿野町、酒ノ津村、末恒村、正條村、勝谷村、逢坂村、小鷺河村
同 青谷検査員駐在所	同 青谷町	青谷町、中郷村、日置村、日置谷村、勝部村
鳥取縣林産物検査所 倉吉支所	東伯郡 倉吉町	東伯郡一圓
同 松崎検査員駐在所	同 松崎村	松崎村、舍人村、東郷村、花見村、泊村、宇野村、淺津村、橋津村
同 三朝検査員駐在所	同 三朝村	三朝村、三徳村、小鹿村
同 旭検査員駐在所	同 旭村	旭村、竹田村
同 倉吉検査員駐在所	同 倉吉町	倉吉町、長瀬村、日下村、上北條村、西郷村、小鷺村、上小鷺村
同 由良検査員駐在所	同 由良町	由良町、榮村、大誠村、下北條村、中北條村、灘手村
同 高城検査員駐在所	同 高城村	高城村、北谷村
同 矢送検査員駐在所	同 矢送村	矢送村、南谷村、山守村
同 赤碕検査員駐在所	同 赤碕町	赤碕町、下中山村、上中山村、成美村、以西村、安田村、市勢村、逢東村、伊勢崎村、下郷村、上郷村、古布庄村、八橋町
鳥取縣林産物検査所 米子支所		米子市、西伯郡一圓

同 御來屋検査員駐在所	同 西伯郡御來屋町	御來屋町、名和村、庄内村、逢坂村、光徳村
同 淀江検査員駐在所	同 淀江町	淀江町、宇田川村、大和村、所子村、大山村、高麗村
同 米子検査員駐在所	同 米子市	米子市、成實村、五千石村、日吉津村、春日村、巖村、幡郷村、大幡村、大高村、縣村
同 境検査員駐在所	同 西伯郡境町	境町、上道村、餘子村、渡村、中濱村、和田村、富益村、大篠津村、崎津村、外江村、彦名村、夜見村
同 法勝寺検査員駐在所	同 法勝寺村	法勝寺村、東長田村、上長田村、賀野村、大國村、手間村、尙徳村、天津村

00230

鳥取縣林產物検査所 根 雨 支 所	日野郡 根雨町	日野郡一圓
同 溝口検査員駐在所	同 溝口町	溝口町、二部村、日光村、八郷村
同 江尾検査員駐在所	同 江尾村	江尾村、米澤村
同 根雨検査員駐在所	同 根雨町	根雨町 神奈川村 黒坂村 日野村
同 生山検査員駐在所	同 日野上村	日野上村 多里村 石見村、福榮村
同 大宮検査員駐在所	同 大宮村	大宮村、山上村、阿毘縁村

00231

◆鳥取縣告示第六百八十一號
昭和十四年十月二十六日開催ノ本縣地方物價委員會ニ於テ左記之通り玄米及白米ノ本縣ニ於ケル標
準最高販賣價格ヲ決定セリ

昭和十四年十月三十一日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

鳥取縣水稻粳玄米標準最高販賣價格

銘 柄	單位	最 高 販 賣 價 格	
		積出地レール渡、船側 又ハ之ニ準スル場合	積出地買受人店先 又ハ倉庫
生産検査 甲	一石	三六、八六	三六、三六
同 乙	同	三六、四六	三五、九六
同 丙	同	三五、九六	三五、四六
同 格外	同	三六、四六	三四、九六

(註)
一 九丁、九ヶ、菱ア證印米ハ前記價格ヨリ各二十錢上ケ

旭證印米ハ六十錢上ケ
 九大證印米ハ三十錢上ケ
 九キ證印米ハ十錢上ケ

二 前記價格ニハ地方長官ニ於テ酒米證印ヲ附シタルモノヲ含マス
 三 入庫検査米ノ一等及二等ハ前記銘柄ノ甲、三等ハ乙、四等ハ丙、等外ハ格外ニ該當スルモノトス
 四 移出俵裝ヲナシタルモノハ積出地買受人店先又ハ倉庫渡ノ價格及生産者庭先渡價格ヨリ二十錢上ケトス

鳥取縣水稻粳白米標準最高販賣價格

銘	柄	單位	小賣價格	備考
一等	白米	一四キロ	三、九〇〇	
二等	白米	同	三、八五〇	
三等	白米	同	三、八〇〇	

(註)

一 配達費ハ販賣業者負擔トス
 二 米子市及境町ニ於テ白米卸賣業者ヨリ白米ヲ仕入 小賣ヲナスモノハ前記價格ニ依ラス別途知

事ノ承認ヲ受ケタル價格ニ依ルモノトス
 ◆鳥取縣告示第六百八十二號
 崎津村負債整理委員會委員ニ左記ノ者ヲ任命セリ
 昭和十四年十月三十一日

鳥取縣知事	副	見	喬
松本權太郎	角	松本	熊次郎
木村義壽郎	清	松本	虎次郎
松本榮一郎	長谷川	河川	貞重
永井勇	篤美	川	貞重

◆鳥取縣告示第六百八十三號
 鶏卵荷造手免許規程第三條ニ依ル鶏卵荷造手資格試験ヲ左ノ通施行ス
 昭和十四年十月三十一日

一 試驗期日場所
 鳥取縣知事 副 見 喬 雄

期	日	場所
昭和十四年十一月一日		東伯郡日下村 鳥取縣農產物検査所上井出張所
同年同月二日		米子市 鳥取縣農產物検査所米子出張所

二 試驗科目

養 雞 一 般

鶏卵検査規則並鶏卵検査施行手續

鶏卵選別並荷造標準

荷造検査標準

出願手續

三 志願者ハ鶏卵荷造手免許規程第四條ニ依リ十月三十日迄ニ出願スヘシ

其 他

志願者ハ試驗當日午前九時三十分迄ニ試験場ニ出頭スヘシ

攜帶用具 鉛筆、万年筆、消ゴム、ナイフ

◆鳥取縣告示第六百八十四號

動力糶摺業免許者中左ノ通廢業届出アリタリ

昭和十四年十月三十一日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

免許證 番 號

住 所

氏 名

七三一

東伯郡上小鴨村大字石塚二〇八ノ一

山 根 末 秋

◆鳥取縣告示第六百八十五號

昭和十二年十一月鳥取縣令第四十九號「トラホーム」豫防法施行細則第三條ニ基キ左記日時場所ニ於テ「トラホーム」検査ヲ施行ス

昭和十四年十月三十一日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

市郡別	日	時	區域	検査ノ場所	検査ヲ受クヘキ者
鳥取市	昭和十四年十一月十九日	午前九時	鳥取市	鳥取市上町 鳥取市公會堂	昭和十五年度ニ於テ徴兵検査ヲ受クヘキ者及昭和十四年度ノ徴兵検査ノ際「トラホーム」其ノ他ノ疾病アリタル者
鳥取市	昭和十四年十一月廿一日	午前九時	鳥取市	鳥取市上町 鳥取市公會堂	理髮營業者及従業者

◆鳥取縣告示第六百八十六號

用材生産統制規則ニ依リ知事ノ許可ヲ受クル場合ノ許可申請書様式左ノ通定ム

昭和十四年十月三十一日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

一 第三條第一項但書ノ規定ニ依リ許可ヲ受クル場合ノ許可申請書様式

00236

特殊規格用材生産許可申請書

樹種	材種	形		量	數	石	仕用 向先 途期 間事	由
		厚	(幅徑)					

右特殊規格用材生産致度候條御許可相成度此段及申請候

昭和 年 月 日

住 所

氏 名 印

知 事 宛

注 意 申請書ハ林産物検査所ヲ經由スヘシ

00237

二第五條但書ノ規定ニ依リ許可ヲ受クル場合ノ許可申請書様式

用材用途變更許可申請書

樹種	材種	形		量	數	石	指定セラ レタル 變更セ ル 用途	事 由
		厚	(幅徑)					

右用途變更致度候條御許可相成度此段及申請候

昭和 年 月 日

住 所

氏 名 印

知 事 宛

注 意 一ノ注意事項ヲ準用ス

彙報

行旅死亡人

- 一 取 扱 者 徳島縣板野郡瀬戸町長
- 一 住所、氏名、年令不詳女死体漂着
- 一 女死体二人推定年令親ト思シキ者三十才位子六、七才位親ト思シキ者身長約四尺五寸位中肉色白キ方腐爛死体着衣千代田御召ニ白木綿ノ襦袢エリ赤ニ枚重ネ黒ヅロース桃色本ネルノ腰巻裾レース入白腰巻九文三分ノ白足袋ヲ穿ツ鹿ノ子絞腰紐ヲシム子ト思シキ者推定年令七、八才身長約三尺位丸顔肉付肥満ノ方赤毛糸ノヅロースヲハキ黒地ニ小菊ノ友染ノカントン服ヲ着シ紅羽ニ重ノ腰紐ヲ以テ親ノ背ニ負フ水色ノ墓口ニ、ニツケル十錢貨一個アルミ一錢貨三個入一個ヲ所持ス
- 死後約五、六日経過
- 右九月二十六日本町北泊通稱コクバ谷地先海岸ニ死体漂着ニ付假埋葬計置キタリ
- ◎ 右心當リノ向ハ直接當該町長宛照會相成度
- 一 取 扱 者 和歌山縣海草郡野崎村長
- 一 本籍、住所、職業、氏名、年令等
- 不詳ナルモ推定年令二十五才位ノ男
- 一 人 相 身長五尺一寸位中肉色黒頭髪長シ

一 着 衣 白カスリヲ着シ金沙ノ帶ヲ結ム

一 遺留物件 鐵ト茶色ノ糸製錢入一箇在中全貳圓拾八錢
 南海鐵道坂堺線綾ノ町驛八月十三日發行回
 數券一通(橋間徳次郎名義)

一 發見ノ日時及場所

昭和十四年八月十五日午後九時頃和歌山縣海草郡野崎村大字福島南海鐵道鐵橋ノ北方縣道善明寺和歌山港線ト全鐵道トノ交叉點ニテ發見

一 死因及死後経過時間

轢死ニテ死後約一時間ノ経過セルモノト認メラル

右屍体ハ檢視ノ上同日假埋葬ヲナス

◎ 右心當リノ向ハ直接取扱者宛照會相成度

一 取 扱 者 岩手縣岩手郡平館村長

一 本籍、住所、職業、氏名、年令等

不詳ナルモ一見六十五、六年位

一 人 相

丈五尺位、瘡タ方顔薄黒

一 着 衣

メリヤスシャツ、白木綿股引、木綿縞單衣、全縮入羽織、人絹黒兵兒帶、紺足袋

一 所持品

00239

◎ 右心當リノ向ハ直接當該村長宛照會相成度

一 取 扱 者 鳥取縣鳥取郡三瓶町長

一 本籍、住所、職業、氏名、年令等

不詳ナルモ推定年令二十五才位ノ男

一 人 相 身長五尺一寸位中肉色黒頭髪長シ

十錢白銅三枚、五錢白銅二枚、一錢銅貨六枚、函館西製綿所ト記入シタル布財布一、鼠色綿布一、木綿袴一、メリヤスシャツ一、黒色毛糸襪卷一、縞風呂敷一、鼠色古中折帽子一、ズック靴一、風呂敷辨當箱一、洋傘一、瀬戸製狐一布袋一、(皿若干ノ白米在中)球數一、

右十月二日本村堀切第拾貳地割七拾九番ノ山林ニ於テ縊死セリ

右心當リノ向ハ直接當該村長宛照會相成度